

○厚生労働省令第百四号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第百三十八条第五項、附則第三十三条第一項及び附則第三十四条第四項並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第七十八条第三項並びに厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十四条第一号の規定に基づき、厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

厚生労働大臣 細川 律夫

厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金基金規則の一部改正）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の三の四から第三十二条の三の六までを一条ずつ繰り下げ、第三十二条の三の三中「第三十二条の三の二」を「第三十二条の三の三」に改め、同条を第三十一条の三の四とし、第三十二条の三の二の見出しを削り、同条を第三十二条の三の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収）

第三十二条の三の二 法第百三十八条第五項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合
- 二 前号に規定する場合のほか、規約で定めるところにより、設立事業所に使用される当該基金の加入員の数が増加する場合

第八十一条第五号中「の末日における法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）及びその算出の基礎となる事項を示した書類並びに加入員又は加入員であった者に係る当該申出日の属する事業年度の前事業年度の各月の標準報酬月額額の総額の合計額及び」を「に

おける年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額並びにその明細を示した書類並びに当該申出日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額並びに」に改める。

第八十二条の見出し、本文及び第一号中「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、同条第二号中「二」を「一・四」に改め、同条第三号中「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第八十三条の見出し中「平成十四年度」を「平成二十一年度」に、「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、同条中「平成十四年度」を「平成二十一年度」に、「標準報酬月額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「千分の六十四」を「千分の二十六」に改める。

第八十五条第五号の次に次の一号を加える。

- 六 設立事業所の事業主が単独の基金以外の基金にあつては、前条第二項第四号に規定する事業主としての負担方法は、解散の時の全ての設立事業所の事業主（事業を廃止した事業主を除く。）において公平に負担するものであること。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の前の見出しを削り、同条第一項第四号中「前条」を「第八十七条の二」に改め、同条を第八十八条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（実施事業所の減少に係る掛金の一括徴収）

第八十八条 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合
- 二 前号に規定する場合のほか、規約で定めるところにより、実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者の数が減少する場合

附則

この省令は、公布の日から施行する。